

指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度	令和6年度		
施設名	秋田県南部老人福祉総合エリア	設置年	昭和 63 年
所在地	横手市大森町字菅生田245－34		
指定管理者	社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団		
県所管課	長寿社会 課 調整・長寿社会推進 チーム		

1 施設の概要

設置目的	利用者一人ひとりが豊かでやすらぎのある自分らしいライフステージを築けるようサポートするとともに、地域及び世代間の交流、健康増進や生きがい活動の拠点として、多様なサービスを提供する。					
県の施策上の施設の位置付け	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における施設の位置付け・目標なし					
	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための取組として施設に求められているもの					
	なし					
施設の面積	敷地面積109,218.51㎡ 延床面積11,113.40㎡					
主な設置施設	コミュニティセンター、屋内運動広場、プール 等					
指定管理業務の内容	料金制	有（利用料金併用制）				
	料金設定	別紙参照				
	サウンディング実施対象施設※	○	←○、×を記入			
	指定期間	R3. 4. 1		～	R8. 3. 31	
	営業期間・時間	・ 休館日／毎週月曜日 ・ 開館時間／午前 9 時～				
	①使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務 ②施設及び設備の維持管理に関する業務 ③施設の利用を通じた高齢者の健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションの機会の提供に関する業務					
	自主事業の内容	①活き活き学園の各種教室、②親子創作チャレンジ教室 ※新型コロナウイルス感染症、地域住民の少子高齢化に伴いイベント等は縮小。				
直近3年の年間利用者数	R4	47,656 人	R5	52,512 人	R6	51,939 人
直近3年の年間利用収入	R4	20,942 千円	R5	21,346 千円	R6	24,323 千円
直近5年の収支決算(単位:千円)		R2	R3	R4	R5	R6
収入 計		145,416	157,441	161,196	164,658	170,479
利用料金収入		14,035	17,149	20,941	21,346	24,323
指定管理料		130,914	139,507	139,507	139,507	139,507
その他収入		467	785	748	3,805	6,649
支出 計		141,719	152,517	167,633	166,265	176,401
人件費		65,586	62,381	62,240	66,740	73,238
光熱水費		31,449	41,509	47,012	43,846	52,320
修繕費		4,977	6,286	9,131	8,262	5,452
外部委託費		15,271	15,703	19,489	19,225	16,289
その他経費		24,436	26,638	29,761	28,192	29,102
差 引		3,697	4,924	▲ 6,437	▲ 1,607	▲ 5,922

※単年度維持管理・運営費が1億円以上の公募施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を検討するため、指定期間終了の3年前にサウンディング(官民対話)を実施する。

2 観点ごとの評価

<観点Ⅰ> 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組

【ポイント】

施設の設置目的（施設の目指す姿）を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

○指定期間における運営方針・施設の利用目標

(R6年度以降に指定管理を開始・更新する施設から基本協定書に定めることとなっているため、それまでは記載不要)

○目標の設定（毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標）

令和6年度 の目標	利用者数 53,600人
--------------	--------------

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	実績	51,939	達成率	96.9%	
	具体的な 取組と その効果	職員のマスク着用や手指消毒を励行し、館内各署の消毒を行うなど感染症防止に努めた。また、設備や機器の不具合箇所の修繕及び除草等の環境整備を行うことで快適に利用できるよう努めた。			
直近3年 の実績	年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	目標	49,410	51,840	49,000	
	実績	47,219	47,656	52,512	
	達成率	95.6%	91.9%	107.2%	
令和7年度 の目標 (設定根拠)	目標	55,200人			
	設定根拠	新型コロナウイルス感染症が落ち着いたことにより、人流が多くなると見込まれるため、前年度より目標値を多く見積もった。			

※指標が複数ある場合は欄を適宜追加すること。

<観点Ⅰ>の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	B	新型コロナウイルス感染症が落ちついたことにより休憩や宿泊利用が増加した。しかし年度当初に屋内温水プールの設備の不具合により1か月半休業した影響でプール利用が減少したため目標値に届かなかった。以後は安定した運営のためにも設備管理を行い、利用しやすい施設づくりに努めた。
	県 (所管課)	B	利用者が快適に利用できるよう、衛生面や設備関係などの環境整備に努めている点については評価できる。イベントの企画や広報活動など、顧客確保のための取り組みに力を入れることも検討していただきたい。

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。
また、施設の設置目的（施設の目指す姿）を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。

A: 目標達成(数値目標の場合は100%以上)

B: A及びC以外

C: 目標達成に向けて改善が必要(数値目標の場合は80%未満)

＜観点Ⅱ＞ 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

利用者満足度 令和6年度 の実績	実績	85.0%		
	具体的な 取組と その効果	利用者からのご意見・ご要望に関しては職員間で共有して対応状況を館内に掲示した。また必要な設備や物品については早急に対応するように努めた。		
利用者満足度 の状況 (直近3年)	R3年度	R4年度	R5年度	
	85.0%	71.0%	76.0%	

＜観点Ⅱ＞の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	A	いただいたご要望等によっては、機能的・設備的に対応できない場合もあった。感染症対策や設備の修理を行うことでより良いサービスを提供した。
	県 (所管課)	A	アンケートの結果に真摯に対応しており、昨年度より満足度が向上している点については評価できる。

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A: 満足度80%以上 B: A及びC以外 C: 満足度60%未満

＜観点Ⅲ＞ 効率性の向上等に関する取組

(1) 経費の低減

【ポイント】

施設の管理運営(指定管理業務)に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	経費の 低減実績	前年度比で、電気利用料22,448千円➡28,168千円、上下水道料4,551千円➡6,054千円、灯油代16,844千円➡18,096千円、修繕費8,262千円➡5,452千円。修繕費以外で支出増となった。
	具体的な 取組と その効果	光熱水費や燃料費は前年度と比較して猛暑と寒冷化により増加した。照明等のLED化は行っているが、設備の老朽化によるロスもあるため設備の更新や大規模改修が必要と思われる。

※費用の総額では効果が計れない場合は、例えば利用者1人当たりの単価を算出する方法等も考えられる。

(2) 収入の増加 ※指定管理料制施設を除く

【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	収入の 増加実績	利用料収入で前年度比2,978千円の増収となった。主な増加理由はテナント等実費負担収入で13,231千円➡15,871千円2,640千円増、その他の利用料収入も8,114千円➡8,452千円338千円の増であった。
	具体的な 取組と その効果	テナント等実費負担収入は光熱水費等の増加によるものである。しかしその他の利用料収入も微増しており、堅調な事業進捗状況にあると思われる。

＜観点Ⅲ＞の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	B	収入面は前年比で増加しているが、光熱水費等高騰の影響により経費削減が難しい。高齢者施設に対して冷暖房を供給しているため極端な節約ができない状況にある。また設備の老朽化によるロスも見込まれるため改善を検討して行く必要がある。
	県 (所管課)	B	設備の老朽化や昨今の気候状況を踏まえると、節電・節約による経費削減には限界があるものの、利用料金収入を増やすための取り組みなどに可能な範囲で取り組んでいただきたい。

【評価基準】 次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上改善

B: A、C以外

C: (1)経費の低減、(2)収入の増加とも前年比で5%以上悪化

＜観点Ⅳ＞ 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があったか

○指定管理者による実績報告

令和6年度 の実績	・石油製品をはじめ諸物価の高騰、最低賃金の大幅増額を受けて運営がますます厳しくなる状況にあって、新型コロナウイルスの終息に伴い、高齢者の健康増進や生きがいの創出に関する事業を徐々に再開してサービス提供の充実に努めた。また設備の維持管理についても利用者や施設入居者が安心・快適に利用できるように適宜対応した。温水プールの真空ボイラーの急な故障にも事務局と協議を行いすぐに対応し、水泳教室受講者への影響を最小限にすることができた。 ・生きがいづくりとして屋内運動広場や温水プールを使用して健康づくりのための教室や茶道や華道・コーラスなどの文化創造のための教室を実施し、地域の皆様の交流の場として事業も行った。 ・感染症に関しては、職員の検温や手指消毒を徹底し、利用者が安心安全に利用できるよう配慮した。 ・今後利用される方々のニーズがますます多様化していくと思われるが、施設、設備が37年経過していること考えるとニーズに対応するための施設改修等が必要と思われる。
--------------	--

＜観点Ⅳ＞の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	A	指定管理施設として基本協定書にある高齢者の健康や生きがいづくりに資する事業実施に努めた。また入居者の生活や利用者サービスに必要な設備の保守点検や修繕の実施、利用者等が安心して生活できる環境の整備、感染症対策の徹底で十分な成果を得た。
	県 (所管課)	B	指定管理業務について、実績報告のとおり適正に実施されている。

【評価基準】 A: 順調(改善点なし)、B: 概ね順調(重大な問題点なし)、C: 改善が必要(重大な問題点あり)

県(所管課)の評価においては、モニタリング結果を踏まえて評価を行う。

【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】

※全施設記載

○県の施策の達成状況(施設を運営することで、県の施策がどの程度達成されたか等)
地域・世代間交流や生きがいつくりの拠点として、子どもからお年寄りまで様々な年齢層に利用されており、利用者の健康増進及び生きがいつくりの創出に寄与している。
○施設運営の課題
建設から37年が経過し、施設の老朽化が課題となっている。
○今後の方向性(県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等)
施設の安定運営に必要な修繕を実施しながら、利用者の増加を目指す。

【外部有識者委員会による評価(提言):令和5年度実施】

※今年度評価対象施設は、外部有識者委員会終了後、行政経営課が記載の上公表する。

評価(提言)
○施設の管理運営状況について(<観点Ⅰ>～<観点Ⅳ>に対するコメントを記載)
○県の施策達成に向けた施設運営について (県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方を踏まえてコメントを記載)

【外部有識者委員会による評価(提言)を踏まえた今後の対応方針:令和5年度策定】

今後の対応方針
指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針を記載)
県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針を記載)

【今後の対応方針の進捗状況について】

※今後の対応方針策定済みの施設について、策定翌年度の評価対象年度から記載

今後の対応方針の進捗状況
指定管理者(施設の管理運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載)
県所管課(県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針に係る進捗状況を記載)

秋田県南部老人福祉総合エリア条例をここに公布する。

秋田県南部老人福祉総合エリア条例

(設置)

第一条 高齢者に対して健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションのための便宜を供与するため、秋田県南部老人福祉総合エリア(以下「エリア」という。)を横手市大森町字菅生田二百四十五番地三十四に設置する。

(平二三条例一五・令六条例一七・一部改正)

(使用の許可)

第二条 エリアの施設のうち、次に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、屋内運動広場を貸切使用によらず使用する場合は、この限りでない。

- 一 コミュニティセンターの会議室、研修室、視聴覚室及び宿泊室
- 二 屋内運動広場

(平二六条例四三・全改、令六条例一七・一部改正)

(使用の許可の取消し等)

第三条 知事は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- 二 使用の目的を変更したとき。
- 三 知事の指示に従わなかったとき。
- 四 [前三号](#)に掲げるもののほか、エリアの管理上支障が生じたとき。

(使用料の徴収)

第四条 使用の許可を受けて[第二条各号](#)に掲げる施設を使用する者及びエリアのコミュニティセンターの休憩用施設又はエリアの屋内温水プールを使用する者から、[別表](#)に定めるところにより、使用料を徴収する。

- 2 使用料は、施設の使用の都度徴収する。ただし、回数券による使用料にあっては、これを発行するときに徴収する。
- 3 [前項](#)の規定にかかわらず、知事は、特別の理由があると認める者については、使用料を後納させ、又は分納させることができる。

(平二三条例一五・平二九条例五三・令六条例一七・一部改正)

(使用料の減免)

第五条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第六条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により施設を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(令六条例一七・一部改正)

(指定管理者による管理)

第七条 エリアの管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(令六条例一七・旧第八条繰上)

(指定管理者の業務)

第八条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 [第二条各号](#)に掲げる施設の使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
 - 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - 三 エリアの利用を通じた高齢者の健康の増進、生きがいの創出及びレクリエーションの機会の提供に関する業務
 - 四 [前三号](#)に掲げるもののほか、エリアの管理に関し知事が必要と認める業務
- 2 [前条](#)の規定によりエリアの管理を指定管理者に行わせる場合における[第二条各号](#)に掲げる施設の使用についての[同条](#)及び[第三条](#)の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平二三条例一五・一部改正、令六条例一七・旧第九条繰上・一部改正)

(管理の基準)

第九条 指定管理者は、[前条第二項](#)の規定により読み替えて適用される[第三条](#)に定めるもののほか、使用時間及び休業日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従ってエリアの管理を行わなければならない。

(令六条例一七・旧第十条繰上)

(利用料金の収受)

第十条 [第七条](#)の規定によりエリアの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、使用の許可を受けて[第二条各号](#)に掲げる施設を使用する者及びエリアのコミュニティセンターの休憩用施設又はエリアの屋内温水プールを使用する者から利用料金を自己の収入として収受するものとする。この場合において、[第四条](#)から[第六条](#)までの規定は、当該使用者については、適用しない。

(平二九条例五三・一部改正、令六条例一七・旧第十一条繰上・一部改正)

(利用料金の承認)

第十一条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 知事は、[前項](#)の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、[同項](#)の承認をしなければならない。

一 [別表](#)の規定を基準として定められていること。

二 [第八条第一項各号](#)に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。

三 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 知事は、[第一項](#)の承認をしたときは、当該承認をした利用料金を公告するものとする。

4 指定管理者は、[第一項](#)の承認を受けた利用料金をエリアにおいて公衆の見やすいように掲示しておかななければならない。

(平二九条例五三・一部改正、令六条例一七・旧第十二条繰上・一部改正)

(利用料金の減免)

第十二条 指定管理者は、特別の理由があると認めたときは、利用料金を減免することができる。

(令六条例一七・旧第十三条繰上)

(利用料金の不還付)

第十三条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、使用者の責めに帰ることができない理由により施設を使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(令六条例一七・旧第十四条繰上)

(規則への委任)

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(令六条例一七・旧第十五条繰上)

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(令六条例一七・旧第一項・一部改正)

附 則(平成二三年条例第一五号)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定(「高齢者を入所させて養護し、及び」を削る部分を除く。)は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前にした秋田県南部老人福祉総合エリアの軽費老人ホームの使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則(平成二六条例第四三号)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日から秋田県南部老人福祉総合エリア条例の一部を改正する条例(平成二十九年秋田県条例第五十三号)の施行の日の前日までの間に限り、この条例の施行の日前に徴収した老人専用マンションの入居一時金の還付額については、なお従前の例による。

(平二九条例五三・一部改正)

附 則(平成二八条例第三七号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十六号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則(平成二九条例第五三号)

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年一月四日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の秋田県南部老人福祉総合エリア条例(以下「改正後の条例」という。)第十二条の規定による利用料金の承認に関する手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 改正後の条例別表第二の規定は、この条例の施行の日以後に老人専用マンションの使用を開始する者について適用する。

(平三一条例一四・一部改正)

4 この条例の施行の日の前日においてこの条例による改正前の秋田県南部老人福祉総合エリア条例別表第一第三号の表一人用居室長期使用の場合の項又は同表二人用居室長期使用の場合の項の規定の適用を受けていた者のこの条例の施行の日以後の老人専用マンションの使用に係る月額使用料については、これらの者をそれぞれ改正後の条例別表第二第一号の表一人用居室Aの項又は同表二人用居室Aの項の規定が適用される者とみなしてこれらの規定(月額使用料に係る部分に限る。)を適用する。

(平三一条例一四・追加)

(秋田県北部老人福祉総合エリア条例及び秋田県南部老人福祉総合エリア条例の一部を改正する条例の一部改正)

5 秋田県北部老人福祉総合エリア条例及び秋田県南部老人福祉総合エリア条例の一部を改正する条例(平成二十六年秋田県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(平三一条例一四・旧第4項繰下)

附 則(平成三十一年条例第一四号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則(令和六年条例第一七号)

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(秋田県南部老人福祉総合エリア老人専用マンション基金条例の廃止)

2 秋田県南部老人福祉総合エリア老人専用マンション基金条例(平成三年秋田県条例第三十号)は、廃止する。

別表(第四条、第十一条関係)

(平二三条例一五・平二六条例四三・平二八条例三七・平二九条例五三・平三一条例一四・一部改正、令六条例一七・旧別表第一・一部改正)

一 コミュニティセンター

(一) 施設使用料

区分		使用料の額
会議室		一時間につき 一、三六〇円
研修室		一時間につき 一、三六〇円
視聴覚室		一時間につき 一、三六〇円
宿泊室	幼児	一人一泊につき 一、一五〇円
	小学校児童	一人一泊につき 二、三一〇円
	一般	一人一泊につき 三、一四〇円

備考

- 一 会議室、研修室及び視聴覚室の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
- 二 会議室、研修室及び視聴覚室の使用において、使用者が入場料(使用者が、いずれの名義であるかを問わず、これらの施設の入場者から徴収するその入場の対価をいう。)を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、この表に定める額に一・五を乗じて得た額とする。
- 三 この表において「幼児」とは、三歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 四 この表における「小学校児童」には、これに準ずる者を含むものとする。

(二) 設備使用料

区分	使用料の額(一式一回につき)
一六ミリ用映写機	二、八三〇円
スライド用映写機	六一〇円
オーバーヘッドプロジェクター	六一〇円
ビデオテープレコーダー	六一〇円

(三) 休憩使用料

区分		使用料の額
小学校児童		一人一回につき 三一〇円
一般		一人一回につき 六三〇円
回数券(六回券)	小学校児童	一、五七〇円
	一般	三、一四〇円

備考 この表における「小学校児童」には、これに準ずる者を含むものとする。

二 屋内運動広場及び屋内温水プール

区分		使用料の額
屋内運動広場		一面一時間につき 四五〇円
屋内温水プール	幼児、小学校児童及び中学校生徒	一人一回につき 二一〇円
	高等学校生徒及び高等専門学校の学生	一人一回につき 三七〇円
	一般	一人一回につき 五二〇円
屋内温水プール回数券(六回券)	幼児、小学校児童及び中学校生徒	一、〇五〇円
	高等学校生徒及び高等専門学校の学生	一、八三〇円
	一般	二、六二〇円

備考

- 一 屋内運動広場の使用については、使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
- 二 この表において「幼児」とは、三歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 三 この表における「小学校児童」、「中学校生徒」及び「高等学校生徒及び高等専門学校の学生」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。
- 四 この表において「一回」とは、規則で定める時間帯のうちいずれか一の時間帯における使用をいう。